



答申第 472 号
平成 26 年 12 月 1 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 12 月 1 日付け神危第 1863 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

被災者生活再建システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 被災者情報をシステム上で一元管理し、災害証明発行業務のシステム処理を行う上で電子計算機処理は不可欠であり、被災者の速やかな生活再建支援に必要な各種給付事業の円滑な実施が図れることから公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

被災者生活再建システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民記録台帳ファイル】

個人番号
世帯番号
住民状態コード
氏名
氏名フリガナ
現住所
性別コード
生年月日
続柄コード
住民事由コード
行政区コード
支所コード

【家屋課税ファイル】

物件番号
区コード
町名コード
地番コード
号コード
家屋番号__本番
所有者氏名
所有者住所
納税義務者氏名
納税義務者住所
区分所有区分
種類用途コード
構造コード
屋根コード
階層地上
床面積合計
共有者氏名
共有者住所
持分比率